

# 青森県報

号外第百七号

平成十五年  
十一月二十九日  
(土曜日)

## 目 次

### 人事委員会

人事委員会規則七 一八三(平成十五年改正条例附則第二項の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける職員 の給料の切替え等)……………	(任用・給与 グループ) …… 一
人事委員会規則七 一八四(平成十五年十二月に支給する 任期付研究員の期末手当に関する特例措置)……………	( 同 ) …… 二
人事委員会規則七 一八五(平成十五年十二月に支給する 期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)……………	( 同 ) …… 二
人事委員会規則七 一九(給料の調整額)の一部を改正す る規則……………	( 同 ) …… 四
人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準) の一部を改正する規則……………	( 同 ) …… 六
人事委員会規則七 六二(初任給調整手当)の一部を改正 する規則……………	( 同 ) …… 七
人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を改正する 規則の一部を改正する規則……………	( 同 ) …… 七
人事委員会規則七 一一一(特勤勤務手当等)の一部を改 正する規則……………	( 同 ) …… 八

## 人事委員会

人事委員会規則七 一八三(平成十五年改正条例附則第二項の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける職員  
の給料の切替え等)をここに公布する。

平成十五年十一月二十九日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 一八三

平成十五年改正条例附則第二項の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける職員  
の給料の切替え等

### (趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十五年十一月青森県条例第七十一号)附則第二項の規定に基づき、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間について定めるものとする。

### (給料月額の切替え)

第二条 施行日の前日において職員の給与に関する条例(昭和二十六年七月青森県条例第三十七号。以下「給与条例」という。)別表第一から別表第六までの給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額(給与条例別表第四イの備考(一)又は口の備考(二)の規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下同じ。)を受けていた職員の施行日における給料月額(以下「新給料月額」という。)は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給との差額 ×  
その者の施行日の前日における給料月額 施行日の前日におけるその者の属する職務の級に  
(以下「旧給料月額」という。) おける最高の号給の額

施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給との差額 +  
施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額

### (期間の通算)

第三条 前条の規定により新給料月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の給与と条例第四条第八項ただし書の規定又は職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十二年十二月青森県条例第七十一号)附則第四項及び第五項

の規定の適用については、その者の旧給料月額を受けていた期間（人事委員会の定める職員にあつては、人事委員会の定める期間）をその者の新給料月額を受ける期間に通算する。

附 則

この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七 一八四（平成十五年十二月に支給する任期付研究員の期末手当に関する特例措置）をここに公布する。

平成十五年十一月二十九日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 一八四

平成十五年十二月に支給する任期付研究員の期末手当に関する特例措置

（趣旨）

第一条 この規則は、任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成十五年十一月青森県条例第六十七号。以下「改正条例」という。）（附則第二項及び第三項の規定に基づき、平成十五年十二月に支給する期末手当に関する特例措置に關し必要な事項を定めるものとする。）

（在職しなかつた期間等がある職員の改正条例附則第二項第一号の月数の算定）

第二条 改正条例附則第二項第一号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一 職員として在職しなかつた期間

二 休職期間（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項の規定により休職されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、専従休職期間（地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。）、派遣期間（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三月青森県条例第四号）第二条第一項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）、育児休業期間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第一条の規定により育児休業をしていた期間をいう。）又は

公益法人等派遣期間（公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年十二月青森県条例第六十九号）第二条第一項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）

三 停職期間（地方公務員法第二十九条第一項、第二項又は第三項の規定により停職にされていた期間をいう。）

四 職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）第十条又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）第十五条第三項の規定により給与を減額された期間

五 職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号）第十二条の規定により給与を減額された期間

2 改正条例附則第二項第一号の人事委員会規則で定める数は、平成十五年四月からこの規則の施行の日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

一 前項第一号、第二号又は第四号に掲げる期間のある月

二 前項第三号又は第五号に掲げる期間のある月（前号に該当する月を除く。）であつて、その月について支給された給料の額が改正条例附則第二項第一号に規定する合計額に百分の一・七を乗じて得た額（次条において「附則第二項第一号基礎額」という。）に満たないもの

（端数計算）

第三条 附則第二項第一号基礎額又は改正条例附則第二項第二号に掲げる額に一月未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（雑則）

第四条 この規則に定めるもののほか、平成十五年十二月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に關し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七 一八五（平成十五年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）をここに公布する。

平成十五年十一月二十九日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 一八五

平成十五年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十五年十一月青森県条例第七十一号。以下「改正条例」という。)附則第五項、第六項及び第八項の規定に基づき、平成十五年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(改正条例附則第五項第二号に掲げる額を調整額に含めない職員)

第二条 改正条例附則第五項の人事委員会規則で定める職員は、平成十五年六月に期末手当及び勤勉手当又は期末特別手当を支給された職員のうち、同月一日から同年十二月一日(同月に支給する期末手当又は期末特別手当について改正条例第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(昭和二十六年七月青森県条例第三十七号。以下「給与条例」という。))第十九条第一項後段、第十九条の五第一項後段又は第二十一条第五項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)までの期間引き続き在職した職員(同年六月一日(同日前一箇月以内に退職した職員であつて、同月に支給された期末手当及び勤勉手当又は期末特別手当について改正条例第一条の規定による改正前の給与条例第十九条第一項後段、第十九条の四第一項後段、第十九条の五第一項後段又は第二十一条第五項の規定の適用を受けたもの)にあっては、当該退職した日)から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続き次各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となつた者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものを含む。)以外の職員とする。

一 特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第三十九号)第一条第一号から第五号までに掲げる特別職の職員

二 教育長

三 青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年十二月青森県条例第八十三号)の適用を受ける職員

四 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和二十八年四月青森県条例第五号)の適用を受ける職員

五 公社、公庫等の職員

六 国又は他の地方公共団体の職員

七 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年十二月青森県条例第六十九号。以下「公益法人等派遣条例」という。))第十二条第一号に規定する退職派遣者

(新たに職員となつた者の改正条例附則第五項第一号の給料等の月額算定の基準となる日の特例)

第三条 改正条例附則第五項第一号の人事委員会規則で定めるものは、平成十五年四月一日から基準日までの期間において、職員から人事交流等により引き続き前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となつた者であつて、当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものとする。

2 改正条例附則第五項第一号の人事委員会規則で定める日は、平成十五年四月二日から基準日までの期間における新たに職員となつた日(当該期間において、職員が人事交流等により引き続き前条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となつた場合における当該日を除く。)のうち最も遅い日とする。

(在職しなかつた期間等がある職員の改正条例附則第五項第一号の月数の算定)

第四条 改正条例附則第五項第一号の人事委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

一 職員として在職しなかつた期間(基準日まで引き続き在職した期間以外の在職した期間であつて、平成十五年四月一日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続き第二条各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含み、同月からこの規則の施行の日(次項において「施行日」という。))の属する月の前月までの間の月の中途において、同条第一号から第四号までに掲げる者(以下この号及び次条において「特別職の職員等」という。))であつた者から人事交流等により引き続き職員となつた場合における新たに職員となつた月の初日から新たに職員となつた日の前日までの期間のうち特別職の職員等として勤務した期間(同項において「特別職の職員等期間」という。))を除く。

二 休職期間(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第二

項の規定により休職されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）専従休職期間（地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。）大学院修学休業期間（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十條の五第一項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。）派遣期間（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年三月青森県条例第四号）第二條第一項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）育児休業期間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二條の規定により育児休業をしていた期間をいう。）又は公益法人等派遣期間（公益法人等派遣条例第二條第一項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給された期間を除く。）をいう。）

三 停職期間（地方公務員法第二十九條第一項、第二項又は第三項の規定により停職にされていた期間をいう。）

四 職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）第十條又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年七月青森県条例第十六号）第十條第三項の規定により給与を減額された期間

五 給与条例第十二條の規定により給与を減額された期間

2 改正条例附則第五項第一号の人事委員会規則で定める数は、平成十五年四月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

一 前項第一号、第二号又は第四号に掲げる期間（特別職の職員等期間のある月にあっては、同項第二号又は第四号に掲げる期間に相当する期間を含む。）のある月

二 前項第三号又は第五号に掲げる期間（特別職の職員等期間のある月にあっては、同項第三号又は第五号に掲げる期間を含む。）のある月（前号に該当する月を除く。）であつて、その月について支給された給料の額（特別職の職員等期間のある月にあっては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額）が改正条例附則第五項第一号に規定する合計額に百分の一・七を乗じて得た額（第六條において「附則第五項第一号基礎額」という。）に満たないもの

（特別職の職員等であつた者から引き続き新たに職員となつた者についての特例）

第五條 改正条例附則第六項及び同項の規定により読み替へて適用する改正条例附則第五項の人事委員会規則で定める者は、特別職の職員等とする。

2 改正条例附則第六項の人事委員会規則で定めるものは、人事交流等により新たに

職員となつた者とする。

3 改正条例附則第六項の規定により読み替へて適用する改正条例附則第五項の権衡を考慮して人事委員会規則で定める額は、特別職の職員等に係る給与に関する条例又は規程の同項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合においては、特別職の職員等であつた者が人事交流等により引き続き新たに職員となつた日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。

（端数計算）

第六條 附則第五項第一号基礎額又は改正条例附則第五項第二号に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（雑則）

第七條 この規則に定めるもののほか、平成十五年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七 一九（給料の調整額）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十一月二十九日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 一九（給料の調整額）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一九（給料の調整額）の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

別表第二 調整基本額表（第二條関係）

行政職給表

職務の級	調	礎	額	本	額
1 級	5,100円				
2 級	6,500円				

3 級	8,500円。ただし、1号給 8,298円
4 級	9,800円
5 級	10,200円
6 級	10,800円
7 級	11,300円
8 級	11,900円
9 級	12,900円
10 級	13,600円
11 級	15,400円

イ 警察職給料表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,200円。ただし、2号給 7,051円、3号給 7,348円、4号給 7,668円、5号給 7,983円
2 級	9,000円。ただし、2号給 7,744円、3号給 8,068円、4号給 8,478円、5号給 8,923円
3 級	9,800円。ただし、2号給 8,932円、3号給 9,297円、4号給 9,661円
4 級	10,600円。ただし、1号給10,395円
5 級	11,200円
6 級	11,900円
7 級	12,300円

8 級	12,800円
9 級	13,200円
10 級	14,000円

ウ 教育職給料表(一)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,300円。ただし、2号給 6,633円、3号給 6,912円、4号給 7,236円、5号給 7,591円、6号給 7,996円、8号給 8,446円、9号給 9,045円
2 級	11,700円。ただし、2号給 8,599円、3号給 8,910円、4号給 9,225円、5号給 9,558円、6号給 9,913円、7号給 10,408円、8号給 10,926円、9号給 11,448円
3 級	12,700円 (条例別表第四イの備考(一)に定める職員にあつては、13,000円)
4 級	14,100円

エ 教育職給料表(二)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,400円。ただし、2号給 6,633円、3号給 6,912円、4号給 7,236円、5号給 7,591円、6号給 7,996円
2 級	11,600円。ただし、2号給 7,330円、3号給 7,704円、4号給 8,109円、5号給 8,599円、6号給 8,910円、7号給 9,225円、8号給 9,558円、9号給 9,913円、10号給 10,408円、11号給 10,926円、12号給 11,448円
3 級	12,300円 (条例別表第四ロの備考(一)に定める職員にあつては、12,500円) ただし、1号給12,150円 (同表ロの備考(一)に定める職員にあつては、12,500円)
4 級	13,700円

オ 教育職給料表(三)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,400円。ただし、2号給7,236円、3号給7,591円、4号給8,046円、5号給8,532円、6号給8,878円、7号給9,207円
2 級	11,100円。ただし、2号給9,126円、3号給9,522円、4号給9,922円、5号給10,350円、6号給10,773円
3 級	12,600円。ただし、1号給11,371円、2号給11,952円、3号給12,523円
4 級	13,500円。ただし、1号給12,852円
5 級	16,200円

カ 医療職給料表(一)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	11,100円。ただし、2号給10,615円、3号給11,061円
2 級	13,800円。ただし、1号給13,311円
3 級	15,400円
4 級	16,600円

キ 医療職給料表(二)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,100円
2 級	8,000円。ただし、2号給7,947円
3 級	9,600円。ただし、1号給9,243円、2号給9,562円

4 級	10,200円
5 級	11,200円
6 級	12,000円
7 級	13,000円

ク 医療職給料表(三)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8,100円。ただし、2号給6,840円、3号給7,092円、4号給7,353円、5号給7,632円、6号給8,001円
2 級	9,900円。ただし、2号給8,050円、3号給8,428円、4号給8,847円、5号給9,103円、6号給9,369円、7号給9,634円
3 級	10,300円。ただし、1号給9,940円、2号給10,251円
4 級	10,600円
5 級	11,000円
6 級	12,400円
7 級	13,400円

附 則

この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七 三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十一月二十九日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規

則  
人事委員会規則七 三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。  
別表第七の二中

「 教育職給料表(二) 一〇号給 」	を	「 教育職給料表(二) 一〇号給 」	に、
「 医療職給料表(二) 一一号給 」	を	「 医療職給料表(二) 一一号給 」	に改める。

附 則

1 この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

2 この規則の施行の日には昇格又は降格の特例

（施行日における昇格又は降格の特例）  
この規則の施行の日には昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなしてこの規則による改正後の人事委員会規則七 三九（初任給、昇格、昇給等の基準）第二十三条又は第二十四条の規定を適用する。

人事委員会規則七 六二（初任給調整手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十一月二十九日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 六二（初任給調整手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 六二（初任給調整手当）の一部を次のように改正する。  
別表の表を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員					2 項職員 円
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	
1 年 未 満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	50,200
1 年 以 上 2 年 未 満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	50,200
2 年 以 上 3 年 未 満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	50,200
3 年 以 上 4 年 未 満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	50,200
4 年 以 上 5 年 未 満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	50,200
5 年 以 上 6 年 未 満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	50,200
6 年 以 上 7 年 未 満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	48,400
7 年 以 上 8 年 未 満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	46,600
8 年 以 上 9 年 未 満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	44,800
9 年 以 上 10 年 未 満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	43,000
10 年 以 上 11 年 未 満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	41,200
11 年 以 上 12 年 未 満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	39,400
12 年 以 上 13 年 未 満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	37,600
13 年 以 上 14 年 未 満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	35,800
14 年 以 上 15 年 未 満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	34,400
15 年 以 上 16 年 未 満	307,900	269,300	216,700	159,600	100,400	33,000
16 年 以 上 17 年 未 満	303,500	265,300	213,400	157,000	98,800	31,600
17 年 以 上 18 年 未 満	299,100	261,300	210,100	154,400	97,200	30,200
18 年 以 上 19 年 未 満	294,700	257,300	206,800	151,800	95,600	28,800
19 年 以 上 20 年 未 満	290,300	253,300	203,500	149,200	94,000	27,400
20 年 以 上 21 年 未 満	285,900	249,300	200,200	146,600	92,400	26,000
21 年 以 上 22 年 未 満	273,900	239,300	192,900	141,000	89,100	25,400
22 年 以 上 23 年 未 満	261,700	229,200	185,300	135,600	85,400	24,800
23 年 以 上 24 年 未 満	249,800	219,400	178,300	130,000	82,100	23,900
24 年 以 上 25 年 未 満	237,800	209,400	170,800	124,700	78,400	23,200
25 年 以 上 26 年 未 満	225,700	199,400	163,600	119,200	75,100	22,600
26 年 以 上 27 年 未 満	210,600	185,700	152,400	111,400	70,200	22,000
27 年 以 上 28 年 未 満	195,700	172,200	141,800	103,500	65,700	21,400
28 年 以 上 29 年 未 満	180,700	158,700	130,900	95,600	61,200	20,700
29 年 以 上 30 年 未 満	165,500	145,000	119,800	87,800	56,300	20,400
30 年 以 上 31 年 未 満	148,100	130,000	108,200	79,200	51,600	20,000
31 年 以 上 32 年 未 満	130,600	115,000	96,400	70,800	46,500	19,300
32 年 以 上 33 年 未 満	113,400	100,200	84,900	62,100	41,900	18,500
33 年 以 上 34 年 未 満	82,900	75,400	65,400	49,400	33,800	17,600
34 年 以 上 35 年 未 満	55,000	52,500	47,500	37,500	26,500	16,900

この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七 六七（管理職手当）の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十一月二十九日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 六七（管理職手当）の一部を改正する規則の一部を改正する規則

人事委員会規則七 六七(管理職手当)の一部を改正する規則(平成十四年三月二十九日公布)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成十五年一月一日」を「平成十五年十二月一日」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

人事委員会規則七 一一一(特地勤務手当等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年十一月二十九日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七 一一一(特地勤務手当等)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一一一(特地勤務手当等)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「(同日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間にある職員にあつては、当該各号に定める日に係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十四年十二月青森県条例第九十二号)第一条の規定による改正後の条例(第四条第二項において「平成十四年改正後の条例」という。))の規定によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額)」を削り、同条に次の一項を加える。

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 前項各号に定める日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十四年十二月青森県条例第九十二号)の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

二 前項各号に定める日が平成十五年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員 同項中「に受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十五年十一月青森県条例第七十一号)の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

第四条第二項中「定める日」の下に「次項において同じ。」を加え、「(当該異動又は公署の移転の日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間にある職員にあつては、当該異動又は公署の移転の日に係る給料及び扶養手当について平成十四年改正後の条例の規定によるものとした場合の給料及び扶養手当の月額)」を削り、同条に次の一項を加える。

3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 条例第十一条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日が平成十四年四月一日から同年十二月三十一日までの間にある職員 前項中「受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十四年十二月青森県条例第九十二号)の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

二 条例第十一条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日が平成十五年四月一日から同年十一月三十日までの間にある職員 前項中「受けていた」とあるのは、「に係る給料及び扶養手当について職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十五年十一月青森県条例第七十一号)の施行の日における同条例第一条の規定による改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

附 則

この規則は、平成十五年十二月一日から施行する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市古川一丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭